

議案第19号

総社市手数料条例の一部改正について

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

建築基準法の改正により、建築物の接道義務に係る適用除外申請に対する審査手数料の額を定める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～69 略			1～69 略		
70 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第19項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の工作物につき 1万3,000円	70 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第19項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の工作物につき 1万3,000円
71 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく認定に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外認定申請に対する審査	2万7,000円			

改正後			改正前		
72 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定に関する事務	道路内における建築認定申請に対する審査	2万7,000円			
73 略			71 略		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合）にあって	略	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合）にあって	略

改正後			改正前		
	は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査			は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査	
	(2) 略			(2) 略	
2～4 略			2～4 略		

別表第7 (第2条関係)

事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第35条	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に <u>建築物のエネルギー消費性</u>	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画

別表第7 (第2条関係)

事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第35条第	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に <u>建築物のエネルギー消費性</u>	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画

改正後			改正前		
<p>第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び2の項において同じ。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務</p>	<p>能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査</p>	<p>が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 （ア）～（エ）略 イ 略</p>	<p>1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び2の項において同じ。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務</p>	<p>能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査</p>	<p>が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 （ア）～（エ）略 イ 略</p>
	<p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定申請に対する審査</u></p>	<p>略</p>		<p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定申請に対する審査</u></p>	<p>略</p>
<p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務</u></p>	<p>略</p>		<p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務</u></p>	<p>略</p>	

改正後			改正前		
<p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務</u></p>	<p>(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査</u></p>	略	<p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務</u></p>	<p>(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査</u></p>	略
	<p>(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査</p>	<p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは市長が別に定める書類の提出が</u></p>			<p>(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査</p>

改正後			改正前		
		ある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項(1)アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) イ 略			ある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項(1)アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) イ 略
4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項</u> において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合の同法第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に関する事務	略		4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u> において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合の同法第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に関する事務	略	
5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能基準(同	略		5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能基準(同法	略	

改正後			改正前		
法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合している旨の認定の申請に関する事務			第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合している旨の認定の申請に関する事務		
6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務</u>	略		6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務</u>	略	
7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更</u> に該当していること	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更	略	7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更</u> に該当していることを	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更	略

改正後			改正前		
<p><u>ギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する事務</p>	<p>を証する書面の審査</p>		<p><u>一消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する事務</p>	<p>証する書面の審査</p>	
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 6の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）について算定する。</p>			<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 6の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）について算定する。</p>		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。